

はじめに

ベヴァリッジ報告は、現代社会で社会保障が果たすべき役割と、社会保障の制度体系のあり方を、初めて明らかにした書物で、その後の各国の社会保障形成に大きな影響を与えた。発刊以来70年以上が経過するが、全ての国民に最低生活費に相当する所得を保障すること、養育費に相当する児童手当を全ての児童に支給すること、誰もが受診時の経済的な負担なく包括的な医療が受けられるようにすることなど、ベヴァリッジが達成しようとした社会保障の目標は、決して色あせていないばかりかその重要性は一層高まっているように思われる。

これだけ話題にされた報告でありながら、これを読んでいる人は意外と少ない。それは、よく理解するにはイギリスの社会保障の歴史について若干の知識を必要とする専門書であるということも理由であるが、それ以上に今では翻訳書を手にすることがすっかり難しくなったことも影響している。そうした中、ベヴァリッジ報告が発刊されて70年になる2012年に、全国社会保険労務士会連合会の研究機関である社会保険労務士総合研究機構は改めて翻訳書を発刊する企画を立て、翻訳に取り組むための研究会を組織することになった。森田と一圓が翻訳に向けた研究会のメンバーを募って共同で翻訳を進めた。全国社会保険労務士会連合会の発意と助成がなければこの翻訳も出版もなかったであろう。また翻訳を進めるにあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の西村周三所長(当時)からもお力添えいただき、手にしにくい旧訳を贈呈していただいた。お礼申し上げます。

研究会のメンバーと分担した章は、分担章の順で次の通りである。森田慎二郎(第1章前半・第2章)、百瀬優(第1章後半・第5章)、岩永理恵(第3章)、田畑雄紀(第4章)、吉田しおり(第6章)、一圓光彌(訳注・解説)。ただし、各自が分担した章だけ読むということにすると、同じ用語や同一の文章が異なる章で違って訳される恐れがあるので、全員が他の章にも目を通して相互チェックをするようにした。

すでに公刊されているベヴァリッジ報告の日本語訳としては次の4点が確認

されている。

- 1 大蔵省『調査月報』(昭和23年10月刊)の第1部「社会保険および関係施設」(A5判、244ページ)
- 2 健康保険組合連合会『調査時報』第31号(昭和35年3月刊、B5判、308ページ)
- 3 厚生省官房企画室『企画室資料』第3号(昭和35年7月刊、B5判、308ページ)
- 4 山田雄三監訳『ベヴァリッジ報告・社会保険および関連サービス』至誠堂、昭和44年(A5判、439ページ)

このうち1の大蔵省の訳は全訳ではない。2の健保連訳は初めての全訳である。この訳のすぐ後に3の厚生省官房企画室の『企画室資料』が発表されている。4は、当時の社会保障研究所から社会保障研究所翻訳シリーズの1つとして出版されたもので、これによりベヴァリッジ報告の翻訳は誰もが購入できるようになった。

以上のうち1の大蔵省訳は全訳でないこともあり参考にしなかった。2と3については、内容はまったく同じであったので、厚生省が『企画室資料』に健保連訳を収載したものと考えられる。山田雄三監訳は、当時の社会保障研究所長の山田雄三ほか研究所内外の研究者が多数の専門家の助言を得つつまとめている。また翻訳には、健保連訳が参考にされたこと、健保連訳の指導に当たった江間時彦氏(当時厚生省所属)が山田監訳でも共訳者の1人として参加したことが記されている。こうした経緯を踏まえ、私たちも山田監訳とその前提となった健保連訳(実際には『企画室資料』に収載されたもの)を参考にして訳出に取り組んだ。これらの前訳は、大変わかりやすく書かれており、私たちの訳も前訳の枠を大きく変えることは難しかった。私たちができたことは、同じ用語や文章が別の章で違って訳されている点を改めること、文章を今の用字用語、文体に書き換えること、ならびに気づいた若干の誤訳を訂正することぐらいであった。前訳に携われた先輩諸氏に改めて敬意の念を禁じ得なかった。

なお、今回の翻訳では、できるだけ多くの人に読んでいただきたいという願いから、専門的な付録部分は割愛し本文のみでコンパクトにまとめることにした。ベヴァリッジ報告の趣旨は本文だけで言い尽くされていると思う。そのかわりに、必要に応じ付録部分の内容にも触れるような訳注を書き込み、読者の理解を得やすくするよう努めたつもりである。また、同じような説明が、視点

を変えて異なる章で繰り返されることが少なくないので、原書や前訳にはない索引を設けることにし、その索引に訳語と対応させる形で原語を添え、読者の便宜を図っている。

ベヴァリッジ報告は、早い時期から日本でも注目されていた。1946（昭和21）年、新憲法に生存権条項を加える議論を進めていた帝国議会においても、ベヴァリッジ報告の概要が紹介されている（昭和21年6月28日衆議院議事速記録第7号参照）。その後70年近くを経た今になって読み返しても、この報告は新鮮である。今になってというより、今だからこそ新鮮なのかもしれない。この報告が果たそうとしたこと、すなわち全ての市民に社会保険を適用し全国民の生活を保障しようとしたことは、非正規雇用等の増加でこれまでの社会保険のあり方を見直し、皆保険皆年金体制を再構築しなおさなければならなくなっている現在の我々の問題意識に、直接答えようとするものだからである。社会保障に関係する多くの皆様にお読みいただければと願うものである。

翻訳には細心の注意を払ったつもりであるが、まだまだ誤りがあるかもしれない。読者の皆様のご批判がいただければ幸いである。

最後になったが、法律文化社編集部の小西英央氏には、多人数が分担する翻訳作業に伴いがちな面倒な作業を一手にお引き受けいただいた。記してお礼申し上げます。

訳者を代表して 一圓 光彌
森田慎二郎